

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		責任技術者の登録の更新 新座市指定下水道工事店規則第18条 登録を受けた責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録期間満了日の1か月前までに登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審査基準	関係条項	新座市指定下水道工事店規則第18条 登録を受けた責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録期間満了日の1か月前までに登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、協会が実施する更新講習を受講しなければならない。 3 登録更新を受けようとする責任技術者は、新座市排水設備工事責任技術者登録申請書に次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 住民票記載事項証明書及び履歴書 (2) 更新講習受講修了証の写し (3) 写真 4 市長は、前項の申請があったときは、引き続き技術者名簿に登録するものとする。
	基準 (未設定の場合はその理由)	新座市指定下水道工事店規則において指定要件、責任技術者の選任等、欠格条項判断基準が明確に示されているため、審査基準の設定は不要である。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和7年7月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日以内
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)